



# 熊本県公報

第 1 2 5 1 1 号

平成 28 年 4 月 15 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 1
○指定代理納付者の指定	(税務課) 4
○熊本県食肉衛生検査所設置条例別表の規定による食鳥処理場等の指定	(健康危機管理課) 4
<b>公 告</b>	
○基本測量の実施	(監理課) 4
○熊本県庁舎等清掃業務委託に係る落札者決定	(財産経営課) 4
○公共測量の終了	(監理課) 5
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 5
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 6
○農用地利用配分計画の認可申請	( " ) 6
○平成 28 年度熊本県調理師試験の実施	(健康づくり推進課) 6
<b>登 載 依 頼</b>	
○労働関係調整法第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者	(労働委員会) 8
○熊本県交通安全対策会議の開催	(交通安全対策会議) 8

## 規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 28 年 4 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 37 号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県建築基準法施行細則(昭和 54 年熊本県規則第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第 1 条の 2」を「第 1 条の 3」に改める。

第 5 条の 3 第 1 項第 1 号中「建築確認台帳記載事項証明申請書(建築物)」を「建築確認等台帳記載事項証明申請書(建築物)」に改め、同項第 2 号中「建築確認台帳記載事項証明申請書(建築設備)」を「建築確認等台帳記載事項証明申請書(建築設備)」に改め、同項第 3 号中「建築確認台帳記載事項証明申請書(工作物)」を「建築確認等台帳記載事項証明申請書(工作物)」に改め、同条第 2 項第 1 号中「建築確認台帳記載事項証明書(建築物)」を「建築確認等台帳記載事項証明書(建築物)」に改め、同項第 2 号中「建築確認台帳記載事項証明書(建築設備)」を「建築確認等台帳記載事項証明書(建築設備)」に改め、同項第 3 号中「建築確認台帳記載事項証明書(工作物)」を「建築確認等台帳記載事項証明書(工作物)」に改める。

第 15 条の見出し中「特殊建築物等」を「特定建築物」に改め、同条第 3 項中「省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の(い)項に掲げる配置図及び各階平面図」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第 4 項とする。

- (1) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の(い)項に掲げる配置図及び各階平面図
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定による調査において、当該建築物の敷地、構造又は建築設備に安全上、防火上又は衛生上支障があるとされた建築物(法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、当該支障のある敷地、構造又は建築設備の改善を図るための計画の内容を記載した書面

第 15 条第 2 項中「2 月以内」を「3 月以内」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の表以外の部分中「は、次の表の左欄に掲げる建築物とし、省令第 5 条第 1 項の知事が定める報告の時期は、同表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期とする。」を「(次項及び次条第 1 項第 2 号において「知事指定建築物」という。)は、階数が 5 以上である建築物で、事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものとする。」に改め、同項の表を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

2 省令第 5 条第 1 項の知事が定める報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時期とする。

建築物	時期
1 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物（同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）	平成29年4月1日から12月28日まで及び平成29年から3年目ごとの年の4月1日から12月28日まで
2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）のうち、病院、診療所、政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月28日まで及び平成28年から3年目ごとの年の4月1日から12月28日まで
3 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの	平成30年4月1日から12月28日まで及び平成30年から3年目ごとの年の4月1日から12月28日まで
4 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）	平成30年4月1日から12月28日まで及び平成30年から3年目ごとの年の4月1日から12月28日まで
5 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物（同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）	平成29年4月1日から12月28日まで及び平成29年から3年目ごとの年の4月1日から12月28日まで
6 知事指定建築物	平成29年4月1日から12月28日まで及び平成29年から3年目ごとの年の4月1日から12月28日まで

備考 この表に掲げる建築物の区分の2以上の区分に該当する建築物については、当該建築物に係る用途（政令第16条第1項第1号から第5号まで及び前項の用途に該当するものに限る。）のうち、その用途に供する床面積が最大であるものを当該建築物の主要な用途とみなして、この表を適用する。

第16条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「昇降機及び昇降機以外の建築設備」を「特定建築設備等（昇降機及び特定建築物（法第12条第1項に規定する特定建築物をいう。第16条の4において同じ。）の昇降機以外の建築設備等（法第12条第1項に規定する建築設備等をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「前条第1項」を「前条第2項」に改め、「換気設備（法第28条第2項ただし書又は同条第3項の規定により設けられた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備に限る。）」を削り、「により設けられた排煙設備」及び「により設けられた非常用の照明装置」を「の適用を受けるもの」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 知事指定建築物に設けた防火設備（政令第16条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）

第16条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「掲げる」の次に「特定建築設備等」を加え、同項第1号中「第1項第1号及び第2号に掲げる」を「政令第16条第3項第1号に規定する」に、「又は政令第138条第2項各号に掲げる工作物であつてその使用期間が連続して6月を超えるもの」を「（同号に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）」に、「昇降機又は工作物」を「当該昇降機」に改め、「まで」の次に「（省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告においては、前回報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで）」を加え、同項第2号及び第3号を次のように改め、同項を同条第2項とする。

(2) 政令第16条第3項第2号に規定する防火設備（同号に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）毎年4月1日から12月28日まで（省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告においては、前回報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで）

(3) 前項各号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から12月28日まで（省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告においては、前回報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで）

第16条第4項中「2月以内」を「3月以内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項第3号に掲げる建築設備に係る報告を行う場合における」を削り、「省令



告 示

熊本県告示第 4 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 2 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容  
ふるさとくまもと応援寄附金
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類  
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード  
(1) V I S A  
(2) M a s t e r C a r d  
(3) J C B  
(4) A m e r i c a n E x p r e s s  
(5) ダイナース

熊本県告示第 4 9 2 号

熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和 4 8 年熊本県条例第 1 7 号）別表の規定により熊本県食肉衛生検査所の管轄する食鳥処理場及びこれに附属する施設として次の食鳥処理場及びこれに附属する施設を指定した。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称	食鳥処理場の名称	食鳥処理場の所在地	指定年月日
株式会社児湯食鳥	株式会社児湯食鳥八代工場	八代市平山新町 5 4 5 9 番地	平成 2 8 年 4 月 1 日
北九福鳥株式会社	北九福鳥株式会社熊本営業所	荒尾市上井手下栗山 8 5 8	平成 2 8 年 4 月 1 日
農事組合法人天草大王生産販売組合	農事組合法人天草大王生産販売組合食鳥処理場	天草市本渡町本渡 7 8 8	平成 2 8 年 4 月 1 日
株式会社熊本チキン	株式会社熊本チキン	山鹿市鹿本町石渕 1 1 0 3 - 2	平成 2 8 年 4 月 1 日
株式会社チキン食品	株式会社チキン食品	玉名郡南関町大字下坂下 1 0 8 7 - 1	平成 2 8 年 4 月 1 日

公 告

熊本県公告第 2 7 6 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）	平成 2 8 年 4 月 1 9 日から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び山都町

熊本県公告第 2 7 7 号

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下

「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称  
熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社総美  
熊本県熊本市中央区渡鹿二丁目11番17号
- 5 落札金額  
88,887,891円(うち消費税及び地方消費税の額7,587,891円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成28年1月12日

**熊本県公告第278号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(地図作成作業)	平成27年4月23日から 平成28年2月29日まで	八代市萩原町一丁目、 萩原町二丁目、大手町 一丁目及び清水町

**熊本県公告第279号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス惣領店  
上益城郡益城町大字惣領字西宅地1089番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年11月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,685平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側 67台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側 21台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (3) 午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで  
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 1 箇所 建物敷地西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 2 4 時間
- 7 届出年月日  
 平成 2 8 年 3 月 2 2 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域  
 振興局総務振興課  
 平成 2 8 年 4 月 1 5 日から平成 2 8 年 8 月 1 5 日まで

**熊本県公告第 2 8 0 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
 当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 4 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
 平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	上益城郡嘉島町大字鯉字早田 6 0 番ほか 3 筆

- 2 申請年月日  
 平成 2 8 年 3 月 2 5 日

**熊本県公告第 2 8 1 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
 当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 4 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
 平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町築地字内河内 3 6 0 番 2 ほか 7 筆

- 2 申請年月日  
 平成 2 8 年 3 月 2 5 日

**熊本県公告第 2 8 2 号**

調理師法（昭和 3 3 年法律第 1 4 7 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 8 年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和 3 4 年熊本県規則第 8 号）第 9 条の規定により公告する。  
 平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日  
 平成 2 8 年 8 月 3 0 日（火）
- 2 試験場所  
 公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目 1 番 1 0 0 号
- 3 試験科目及び時間
  - (1) 食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
  - (2) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
- 4 受験資格
  - (1) 学歴  
 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 5 7 条に規定する者又は同法附則第 3 項に規定する者
  - (2) 調理実務経験

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舍、学校、病院等の施設であって、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成25年度から平成27年度までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。

ア 受験願書 1部

イ 調理業務従事証明書 1部

ウ 学校教育法第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者であることを証する書類

エ 写真（受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの） 1枚

オ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6月以内に交付されたもの） 1部

調業は、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる場合に限り、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあ

(2) 受験願書の配付

平成28年5月13日（金）から平成28年6月17日（金）まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。

ただし、土日祝祭日には、配付しない。

なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。

(3) 受験願書等受付期間

平成28年6月13日（月）から平成28年6月17日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成28年6月17日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験願書等提出先

受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）をするときは、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。

ア 熊本市居住者にあつては、熊本市の保健所

イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所

ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

(5) 受験手数料

6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）

受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。

6 受験票の交付

受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。

7 合格基準

原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の2割以上であること。

8 合格発表

合格者は、平成28年9月20日（火）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。

9 その他

(1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行くこと。

(2) 熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。

なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。

(3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1年間（平成28年9月20日（火）から平成29年9月19日（火）まで）とする。

**登載依頼**

**熊本県労働委員会告示第 4 号**

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 1 0 条の規定に基づくあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県労働委員会会長 原村 憲司

氏名	現職
原 村 憲 司	熊本県労働委員会会長 弁護士
藤 野 芳 太 郎	熊本県労働委員会会長代理 公益社団法人熊本善意銀行専務理事
池 上 恭 子	熊本県労働委員会公益委員 熊本学園大学商学部教授
原 田 信 輔	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
高 島 剛 一	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
前 平 亜 希 子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
梶 田 秀 治	熊本県労働委員会労働者委員 U A ゼンセン熊本県支部支部長
友 田 孝 行	熊本県労働委員会労働者委員 電機連合熊本地方協議会議長
山 本 寛	熊本県労働委員会労働者委員 情報労連熊本県協議会議長
佐々木 義 博	熊本県労働委員会労働者委員 連合熊本事務局長
筈 場 佳 江	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社野田市電子人材ソリューション事業部顧問
廣 川 俊 一	熊本県労働委員会使用者委員 肥銀ビジネス開発株式会社代表取締役
武 末 博 司	熊本県労働委員会使用者委員 武末建設株式会社取締役
池 田 倫 子	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
白 濱 良 一	熊本県労働委員会事務局長
真 田 由 紀 子	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
石 元 光 弘	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長

**熊本県交通安全対策会議公告第 1 号**

熊本県交通安全対策会議を次のとおり開催する。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

熊本県交通安全対策会議

会 長 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時  
平成 2 8 年 4 月 2 2 日（金）  
午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 4 0 分まで
- 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県庁本館 5 階審議会室
- 議題  
（ 1 ）第 1 0 次熊本県交通安全計画（案）について
- 傍聴者の定員  
1 0 人



5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県交通安全対策会議事務局

(熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課交通・くらし安全班)

(電話096-333-2293 (ダイヤルイン))